

## 第4期 第1回

### 冷凍空調規格委員会 議事録

1. 日時：平成27年6月25日(木) 15:00～17:00
2. 場所：高圧ガス保安協会 第4会議室
3. 出席者（順不同、敬称略）  
委員長：功刀  
副委員長：小口  
委員：松尾、伊藤、辻、松浦、新津、高木、堀部  
KHK：國友、長沼、飯沼、鈴木
4. 配付資料  
資料1 冷凍空調規格委員会委員名簿  
資料2 平成25年度 第1回 議事録（案）  
資料3 技術基準整備3ヶ年計画（平成27～29年度）（案）  
資料4 保安検査基準（KHKS 0850-4）冷凍保安規則関係  
定期自主検査指針（KHKS 1850-4）冷凍保安規則関係の定期見直し（案）  
資料5 危害予防規程等（KHKS 1300 シリーズ）の見直し（案）  
資料6 冷凍空調装置の施設基準（KHKS 0302-1、2、3（2011））の見直し（案）  
資料7 冷凍空調装置の施設基準（アンモニアの施設用）KHKS 0302-4の改正について（報告）  
資料8 冷凍用圧力容器の溶接基準 KHKS 0301 の改正について（報告）
5. 定数報告  
事務局から、委員出席者数は9名であり、規格委員会規程第14条第1項に定める定足数を満足する旨の報告があった。
6. 委員長の互選、副委員長の指名  
規格委員会規程第2条第4項に基づき、功刀委員が委員長に互選された。  
また、同項に基づき、功刀委員長が小口委員を副委員長に指名した。

## 7. 議案

### (1) 前回議事録（案）の確認

資料 2 について挙手による採決を行い、全員一致で議決された。

### (2) 技術基準整備 3 ヶ年計画（案）について

事務局から資料 3 に基づき、危害予防規程の指針、保安教育計画の指針関係（冷凍関係事業所用）、保安検査基準、定期自主検査指針関係（冷凍保安規則関係）、冷凍空調装置の施設基準及び冷凍用圧力容器の溶接基準に係る 3 ヶ年計画案の説明の後、次の質疑応答があった。

- ・危害予防規程の指針、保安教育計画の指針関係は、最新版が 2010 年となっているが、次回の見直しは 2018 年となるのか。
- 技術基準の制定に関する規程第 2 条第 2 項では、基準の制定、改正又は確認の日から少なくとも 5 年を経過する日までに最新の技術的知見に基づいたものか等について規格委員会の審議に付すこととなっており、2015 年度に見直しを行うこととしている。

この後、技術基準整備 3 ヶ年計画案について挙手による採決を行い、全員一致で議決された。

### (3) 保安検査基準及び定期自主検査指針の見直し（案）について

事務局から資料 4 に基づき、規格の概要、KHK における見直しの考え方及び今後の進め方について説明の後、次の質疑応答があった。

- ・技術委員会と規格委員会の違いはどのようなものか。
- 技術委員会は、冷凍空調規格委員会の上部に位置付けられている委員会であり、各規格委員会の審議内容について把握し、基準の改正状況、その手続きの確認等をしている。各規格委員会の委員長は、技術委員会の委員に就任している。規格委員会は、KHKS 等の技術基準の作成に関する審議機関であり、技術基準策定手順書にしたがって基準の制定、改正等に係る検討を行っている。

この後、保安検査基準及び定期自主検査指針の見直し案について挙手による採決を行い、全員一致で議決された。

(4) 危害予防規程の指針、保安教育計画の指針等の見直し(案)について

事務局から資料 5 に基づき、規格の概要、見直しの概要、KHK における見直しの考え方及びスケジュールの概略について説明の後、次の質疑応答があった。

- ・福岡県では、危害予防規程に津波被害に対応する項目が既に盛り込まれている。今回の見直しに取り入れてはどうか。

➤ **KHKS 1301** 危害予防規程の指針は民間規格である。あくまで例示的に示したものであり、高圧ガス保安法で定めるところによる第一種製造者が遵守すべき規定に基づき、参考となるように本指針を定めている。これまで多くの都道府県で本指針に準じて製造許可申請時に危害予防規程が提出されている状況にある。冷凍保安規則で定めている危害予防規程の規定が変更されない限り指針の内容の変更は行わないこととしてきており、福岡県の規定を採用することは現時点では難しいと思われる。

- ・**KHKS 1305** 保安教育計画の指針において、旧基準である「**KHKS 0009** 冷凍空調装置の施設基準」の冷媒ガス限界濃度を引用している部分があるため、現行の冷凍空調装置の施設基準 **KHKS 0302-1、2 及び 3** の内容に改めてはどうか。

➤ 冷凍空調装置の施設基準 **KHKS 0302-1、0302-2 及び 0302-3** で規定している冷媒ガスの限界濃度の内容を引用することとして改める。

この後、危害予防規程の指針、保安教育計画の指針等の見直し案について挙手による採決を行い、全員一致で議決された。

(5) 冷凍空調装置の施設基準(**KHKS 0302-1、2、3 (2011)**)の見直し(案)について

事務局から資料 6 に基づき、規格の概要、KHK の考え方及び今後の進め方について説明の後、次の質疑応答があった。

- ・「**2.KHK の考え方**」における **5)** の「限界濃度の参考 ppm」を削除することについては、現在、経済産業省において、不活性ガスでも「ガス漏えい検知器」の設置義務の検討がされている。また、**KHKS 0302-3**〔可燃性

ガス（微燃性のものを含む。）の施設編] から「微燃性を含む。」を削除することについても R32、R1234yf、R1234ze の微燃性の冷媒ガスに関して、経済産業省で検討されている。このようなことから、KHK の考え方にとらわれずに冷凍空調装置の施設基準検討分科会にて検討してはどうか。

➤ 「2.KHK の考え方」は、「参考」とすることとし、冷凍空調装置の施設基準検討分科会にて審議することとする。

この後、冷凍空調装置の施設基準(KHKS 0302-1、2、3 (2011) )の見直し案について挙手による採決を行い、全員一致で議決された。

## 8. 報告

資料 7 及び 8 に基づき、冷凍空調装置の施設基準（アンモニアの施設用）KHKS 0302-4 並びに冷凍用圧力容器の溶接基準 KHKS 0301 の改正に係る審議経過等について事務局から報告があった。

## 9. その他

冷凍空調装置の施設基準(KHKS 0302-1、2、3 (2011) )の見直しについて、分科会における進捗状況の報告等の必要があると判断した場合、各委員に委員会の開催について連絡することとした。

以上